

## 2 発起人の役割

発起人は、「集落の農業経営を法人化しよう」と決意し、法人設立に向けて思考と行動を開始し、役員を選任し引き継ぐまでの準備を行います。

株式会社は1人でも設立できますが、農事組合法人の場合は農民3人以上の発起人が必要です。

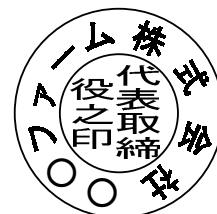
### (1) 法人設立の事前協議

法人設立には、次の事例について事前に整理しておくことが必要です。

- ① 事業目的及び事業内容
  - 農業生産法人の事業要件の確認が必要です。
- ② 商号又は名称
  - 農業生産法人の法人形態要件の確認が必要です。
- ③ 法人の地区（農事組合法人の組合員資格の範囲）
  - 将来的なことも考え、旧町村単位に設定しても良いでしょう。
- ④ 事務所の所在地
- ⑤ 構成員（株主、出資者）
  - 農事組合法人の組合員資格の確認が必要です。
  - 農業生産法人の構成員要件（農地の提供者、常時従事者）の確認が必要です。
- ⑥ 役員
  - 農事組合法人の理事は農民に限定されます。
  - 農業生産法人の役員要件の確認が必要です。
- ⑦ 出資の方法（現金・現物）
  - ＜株式会社＞ 会社設立時の発行株式総数、株式と引換えに払い込む金銭の額  
発行可能株式総数、発起人が引受ける株式の数
  - ＜農事組合法人＞出資口数、1口の出資額
    - 初年度の運転資金を考えた出資が必要です。
    - 普通法人（株式会社や確定給与を支払う農事組合法人など）では資本金1億円を超えると、法人税率が変わります。
- ⑧ 払込取扱金融機関
- ⑨ 経営に必要な機械、施設、その調達方法
- ⑩ 必要な資金額、その調達方法

### (2) 印鑑の作成

法人の名称が決まったら、設立登記の申請に間に合うように印鑑を発注しましょう。※印鑑の大きさは、1cm超3cm以内。



## 【参考】 集落法人設立に向けて検討すべき事項

### 1 全般的に

- 経営理念
- 法人の名称は
- ゴールの設定 設立総会をいつ開催するか

：検討済みの項目へチェックを！

(事業目論見書，定款，規約，運営規定等に反映)

### 2 事業区域は

- 立ち上げる集落法人の範囲はどのエリアとするか
- 区域内の農地の内，転作カウント農地や未整備田も預かるか
- 区域内の法人に加入しない農家の作業受託をするか
- 区域外に組合員が所有している農地を預かるか
- 組合員以外の農地を預かる若しくは作業受託をするか

### 3 どのような農業経営をするか

- 栽培品目は 水稻・土地利用型作物，園芸・加工にも取り組むか
- 販売先はどこにするか
- 資本装備 導入する機械施設は
- 資金調達方法は（出資金，借入金，補助金，直接支払交付金 etc）
- 法人設立までに，耕作できなくなった又は機械損失した農家への対応は

### 4 業務執行体制をどうするか

- 役員体制 理事は何名で役割分担は
- 部制を敷くか 総務・営農・機械設備・労務・経理 etc
- 役員以外に経理担当者を配置するか
- 営農の役割分担 オペレーター，肥培管理，水稻の水管理，畦畔管理（水路等は）
- オペレーター名簿を作成するか
- 構成員の役割分担は 全員参加型でいくか，担い手中心型でいくか

### 5 管理経費は

- 出資金の単価と積算方法 面積で積算か，定額か
- 小作料の単価は 整備田・未整備田で単価のランク付けをするか
- 労賃単価（オペ，補助など），水稻の水管理料・畦畔管理料
- 員外の農地を預かる場合の小作料，作業受託をする場合の料金は
- 役員報酬，また役員等が会議等（市内外）に出席した場合の日当・交通費は

### 6 保有米，縁故米の確保（ライスセンターがない場合）

- 組合員への販売価格は
- 集落内の個人所有の乾燥調製設備を利用するか

### 7 個人所有農機具の処分方法は

- 使用可能な農機具は法人が賃借するか，買取るか

### 8 参加とりまとめは

- 最終締め切りの設定は，設立時で締め切るか，設立後〇年と猶予を持たせるか
- 後から加入したい農家をどうするか，その場合の出資金額は